

一般社団法人栃木県言語聴覚士会  
休会規則

(目的) 第1条 この規則は、一般社団法人栃木県言語聴覚士会（以下「当法人」という）の正会員の休会に関し定めることを目的とする。

(休会) 第2条 当法人の会員で、海外留学、長期病気療養、出産・育児、介護等の理由により、会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

2 休会中は会員としての身分は保留のままとする。

(休会期間) 第3条 休会期間は当法人の事業年度（4月1日～翌3月31日）の単位とする。

2 休会期間は1年ごとに申請を行い、最大で連続2年間とることができる。ただし、特別な理由がある場合、理由を明記の上で休会申請書を理事会へ提出し承認を経て最大休会期間を延長することができる。

3 2年間休会後に、復会申請書もしくは休会延長の申請がない場合は、退会とする。

(休会申請) 第4条 休会しようとする会員は、休会申請書に必要事項を記載のうえ、提出し理事会において承認を得なければならない。

2 休会申請には以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 休会しようとする年度の前年度の2月1日までに休会届を提出すること。
- (2) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。

(権利等の制限) 第5条 休会期間中は、当法人会員としての次の各号の権利の行使を制限する。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を経て当法人会員としての次の各号の権利の行使を認めることができる。

- (1) 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 会員にあつては社員総会での議決権
- (3) 当法人が主催する学術集会及び研修会、症例検討会等への参加
- (4) ニュースなど郵送物の受取

(休会中の会費) 第6条 休会期間中は会費を免除とする。

(復会) 第7条 休会の理由が消滅したときには速やかに復会申請書を提出し、年会費の納入をしなくてはならない。ただし、次年度からの復会を希望する場合は、会費の納入は次年度で良い。

(改廃) 第8条 この規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 この規則は2017年6月7日から施行する。
- 2 この規則は2020年5月29日から一部改正して施行する。